

4. 政策と施策

行政分野の体系に基づき、34 の施策ごとに、目指す将来の姿や取り組みの方向性などを示します。

基本目標

みんな元気でいきいきと暮らせるまちづくり

【政策 1】

伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせる
まちづくりを進めます 《健康福祉》

所管：市民福祉部・病院事業・建設部



【政策1】

伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます

所管：市民福祉部・病院事業・建設部

施策1-1 子育て支援の充実

所管：子育て支援課・健康推進課・国保市民課



1. 目指す将来の姿

すべての家庭が、育てる喜びを感じながら安心して子育てができ、かつ地域全体で子育てを支えていくまちになっています。

2. 取り組み方針

人口減少と少子高齢化が同時に進行する中、子どもの健やかな育ちを視点とした支援と、市民が安心して子どもを産み育てられる環境の整備を図ります。また、地域など社会全体が幅広い視野に立った子育て支援を推進します。

3. 現状と課題

- 核家族世帯の増加や共働きなど就業形態の変化により、多様な保育サービスが一層求められている中で、特に保育所及び放課後児童クラブのニーズが高まっています。放課後児童クラブの実施場所の確保と支援員の確保をはじめ、一層の保育サービスの充実が必要です。
- 家族形態が多様化する中、親がひとりで子育てをする家庭では、経済的な不安や子どもとの時間が十分に取れないなどの悩みを抱えている場合が多く、より充実した支援が求められています。一人で不安や悩みを抱え込まないよう、ひとり親家庭のふれあいの場を提供するとともに、生活支援や就業支援に関する各種制度を周知し、活用を促進する必要があります。
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を継続する必要があります。また、乳幼児健康診査や健康相談は、発育発達の確認の場だけでなく、保護者の育児不安の軽減を図る重要な機会と考えられることから、未受診者への徹底した受診勧奨を今後も行ふ必要があります。
- すべての家庭において、仕事と子育てが両立できる環境づくりを支援するため、企業や就業者自身に対して、多様な働き方の実現及び男性を含めた子育て期の働き方の見直しを働きかけ、育児休業の取得率向上に向けた意識啓発を図ることなどが必要です。

4.施策の展開

主な取り組み	
①多様な保育ニーズへの対応	1) 延長保育や一時預かり事業、病児保育事業など、多様な保育ニーズに対応していきます。 2) 公立保育所の民営化を目指し、私立保育所等を含む施設整備とその支援を計画的に進めます。 3) 認定こども園への円滑な移行の推進をはじめ、利用者の多様なニーズへの対応にとどまらない、保育の質の向上にむけた関係機関との連携強化を図っていきます。
②児童の健全育成	1) 放課後児童クラブは、保護者の利用ニーズにあわせた受け入れ体制の環境整備を進めるとともに、支援員の資質の向上を図ります。 2) 食を通じた健全育成と健康増進のため、幼稚園・保育所・小中学校の児童生徒及び保護者等を対象に歯科指導・食育指導・保健指導等の学習会の実施や情報提供を推進します。
③子育てに関する交流や相談の場づくり	1) 保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や同年齢をもつ親子交流の場の提供を充実させ、地域に開かれた子育て支援施設としての機能や利用者への情報提供と関係機関との連絡調整の充実を図ります。 2) 子育てに関する相談窓口の周知を行うとともに、関係機関の連携を強化し、保護や支援が必要な子どもの早期発見、支援に取り組めます。
④経済的な支援の充実	1) 安心して子どもを産み育てることができるよう、保護者の経済的負担への支援を図るため、保育料の軽減や医療費の助成を引き続き実施します。
⑤ひとり親家庭等への支援	1) 支援が必要なひとり親家庭等に対し、ひとり親家庭のしおりの配布やささまざまな相談業務、また児童扶養手当の給付等を通じて、ひとり親家庭世帯の自立支援に取り組めます。
⑥母子保健の充実	1) 妊娠期も含め、各月齢に応じた健康診査で母子の健康管理を支援します。また、健康診査の結果を訪問指導に結びつけ、未受診者も含めた個別のケースにきめ細かな指導を展開していきます。 2) 健康相談や個別訪問等を実施し、妊産婦等の育児不安の解消を図ります。また、両親・祖父母等と一緒に子育てするという意識を啓発するため、ともに学び、出産や子育てについて理解を深める場を提供していきます。

⑦子育てしやすい社会環境づくり	<p>1) 仕事と育児や介護等家庭生活の両立のための意識啓発やその支援制度の周知、また、男性の育児休暇取得促進のための施策を実施し、ワークライフバランスに取り組む事業所の増加を図ります。</p> <p>2) 子育てや家事など家庭生活を協力・分担し、それぞれの負担を減らすことができる3世代の同居や近居の促進に取り組みます。</p>
⑧結婚を希望する若い世代への後押し	<p>1) 結婚や出産は、個人の意思によるものであることを基本としながらも、結婚を望む若い世代が自然な流れで人生の節目を迎えられるよう、出会いや結婚を後押しする取り組みを進めます。</p>

施策実現のための主要事業等

1. 保育支援事業(延長保育・病児保育等)
2. 保育所整備助成事業
3. 放課後児童健全育成事業
4. 公立保育所・地域子育て支援拠点(子育て支援センター等)の運営
5. 福祉医療費制度
6. ひとり親家庭支援事業
7. 各保健(妊産婦・乳幼児・歯科)事業
8. ワークライフバランス推進事業
9. 若者出会い・結婚生活応援事業

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、家族で協力し支え合って子育てをします。
- 市民は、地域の見守りによる児童虐待の早期発見、防止に努めます。
- 事業者は、仕事と子育てを両立できる、子育てしやすい職場環境の整備に努めます。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (R1 直近値)	後期目標値 (R7)
まちづくり 指標	「児童福祉(子育て支援)の充実」に対する市民満足度	68.8 点	73.6 点
サブ指標	保育所充足率	100%	100%
	放課後児童クラブ利用定員	1,283 人	1,429 人
	子育て支援拠点施設の年間利用回数 (利用対象年齢児童一人当たり)	5.2 回	6.4 回
	乳幼児健康診査受診率	97.5%	100%

7.部門別計画

第2期横手市子ども・子育て支援事業計画(夢はぐくむゆきんこプラン)、
横手市教育・保育施設整備計画及び公立保育所民営化計画、第2期健康よこて21、
横手市教育ビジョン、男女共同参画行動計画、横手市食育推進計画



【政策1】

伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます

所管：市民福祉部・病院事業・建設部

施策1-2 健康な心と体づくりの推進

所管：健康推進課・国保市民課・病院事業



1. 目指す将来の姿

市民が住み慣れた地域で健康でいきいきとした生活を送り、年齢を重ねても自分の健康に自信を持てる市民が増えています。

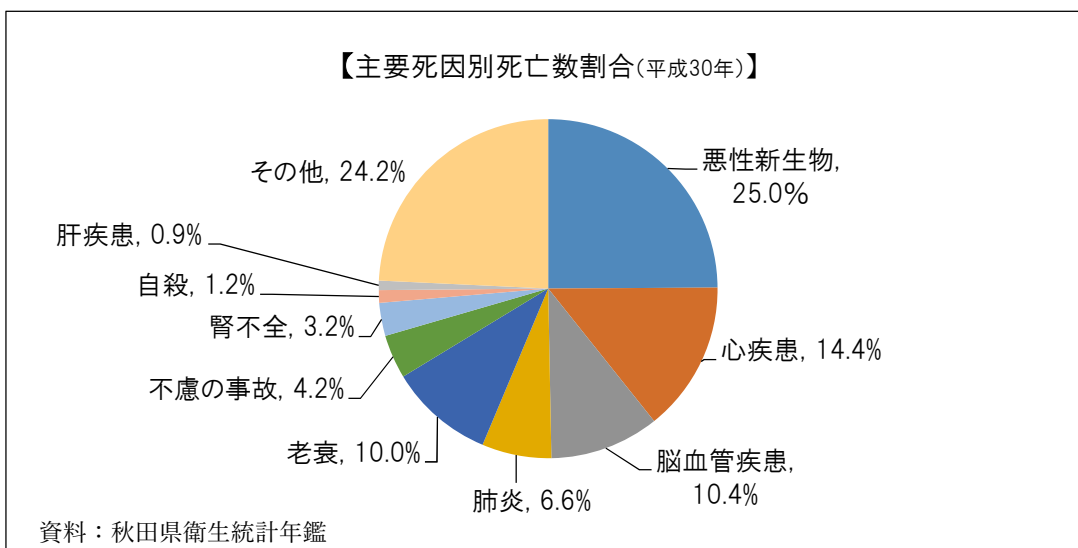
2. 取り組み方針

市民の健康づくりの意識を高め、健康診断や保健指導を強化し、生活習慣病の予防を図ります。これにより、医療費の抑制を目指すとともに安定した医療制度の運営を行います。また、基幹病院と地域の医療機関との連携を推進し、質の高い医療や救急医療体制の充実を図ります。

3. 現状と課題

- 健康寿命の延伸・市民一人ひとりの生活の質の向上には、市民意識の啓発や地域組織活動への支援体制の強化が求められています。
特に市民の主要死因の約50%が生活習慣病となっているため、若い世代から疾病に対する正しい知識をもち、生活習慣改善などの対策を講じるとともに、特定健康診査及び特定保健指導等の充実を図る必要があります。
- 横手市の自殺率は全国平均を上回り、高い状態が続いています。自殺者数は女性より男性が2倍以上多く、50歳代男性と80歳以上女性が多い傾向にあります。自殺の動機は男女共に健康問題が最も多く、男性では経済・生活問題も要因となっている現状などから、ライフステージに応じた支援が必要です。地域における自殺予防を強化するために、基礎的な知識と技術を身につけたサポーターを育成し、地域のネットワークづくりをさらに強化していく必要があります。
- 国民健康保険事業は、加入者数の減少や高齢化などに加え、生活習慣病の増加や医療の高度化により一人当たりの医療費が増加傾向にあります。また、国保制度改正により秋田県が財政の運営主体となり、これに対応した事業運営が必要となっています。
後期高齢者医療制度も、高齢者層が増えるため今後被保険者数の増加が見込まれ、厳しい事業運営が続くことが見込まれます。

- 市立横手病院及び市立大森病院は、平鹿総合病院とともに、地域の二次医療機関として、安全で安心な質の高い医療を提供していく必要があります。また、引き続き経営の健全化・安定化に努めるとともに、市医師会や診療所等の地域医療施設と緊密な連携を図り、満足度の高い地域医療を推進していく必要があります。



4.施策の展開

主な取り組み	
①各種健(検)診事業と感染症予防対策の実施	1) 病気の早期発見、早期治療のため、各種の健(検)診事業を行うとともに、受診啓発に努めます。 2) 関係機関と連携して予防接種事業を実施し、感染症の予防や拡大防止を図ります。
②健康づくり活動の推進	1) 市民の健康への意識を高め、生活の質の向上のため自らの健康づくりの実践を推奨する取り組みを充実させます。 2) 健康づくり計画をもとに、施策の推進や生活習慣病予防に関する情報提供や普及啓発を行います。 3) 健康教育、健康相談等の保健サービスを提供して健康増進事業を行います。 4) 健康の駅において、健康寿命の延伸を目的に、生活習慣病予防および介護予防に有効な運動プログラムを実践し、市民の健康づくりの向上に努めます。
③生活習慣病予防への取り組み	1) 生活習慣病予防と重症化予防のため栄養・食育・食生活の改善に努め、生涯にわたる健やかな暮らしの実現を目指します。
④心の健康・自殺予防への取り組み	1) 心の健康・自殺予防に係る専門家と身近な相談者のメンタルヘルスサポーターが連携し、地域での支援体制構築を推進します。
⑤医療保険制度堅持への取り組み	1) 市民が安心して地域で必要な医療を受けられる、医療保険制度を堅持するとともに、子育て支援等の必要な医療費支援を行います。

⑥市立病院の機能の分担と強化	1) 二つの市立病院は、それぞれの特徴を生かしながら、地域の急性期医療を担うとともに、地域に密着した病院として医療を提供し、在宅療養の支援を行います。
⑦病診連携や病病連携の推進	1) 市内の医療機関が協力し、地域で必要な医療を提供します。 2) 平鹿総合病院との病院群輪番制、市医師会の協力による休日救急当番制、日曜夜間小児救急外来を引き続き実施していきます。

施策実現のための主要事業等

1. 健康の駅事業
2. 健康増進事業
(健康教育や健康相談、訪問指導の充実、認知症予防や心の健康づくり)
3. 健康診査事業及びがん検診事業
4. 予防接種事業
5. 医療保険制度の運営(国民健康保険・後期高齢者医療)
6. 医療体制整備事業(病院群輪番制及び在宅当番医制運営事業)
7. 市立病院の運営

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、健康診断、検診を積極的に受診し、健康な体づくりのために、バランスの良い食生活と適度な運動をすることを心がけます。
- 事業者は、定期的に社員の健康診断、検診を実施し、社員の健康づくりをサポートしていきます。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (R1 直近値)	後期目標値 (R7)
まちづくり 指標	「保健活動・健康づくりの推進」に対する 市民満足度	68.8 点	73.6 点
サブ指標	特定健康診査受診率	39.0%	50.0%
	各種がん検診受診率	20.8%	37.5%
	「健康の駅」の利用者数	6,632 人	9,250 人

7. 部門別計画

第2期健康よこて21、横手市食育推進計画、横手市自殺対策計画、健康の駅利用者1万人計画、第3期特定健康診査等実施計画、第2期横手市国民健康保険保健事業実施計画、横手市病院事業改革プラン



【政策1】

伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます

所管：市民福祉部・病院事業・建設部

施策1-3 健康でいきいきとした高齢社会の推進

所管：高齢ふれあい課・地域包括支援センター



1. 目指す将来の姿

横手市に暮らす誰もが、未来へ希望を抱き生きていくために家族の絆・地域の絆を深め、ともに支えあい、助けあう地域社会が形成されています。

2. 取り組み方針

地域の実情にに応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される『地域包括ケアシステム』を推進し、地域共生社会の実現につなげていきます。

3. 現状と課題

- 令和2年3月時点での本市の高齢化率は38.1%であり、3年後の令和5年には40%を超える見込みです。一部地域では、すでに高齢化率40%を超えています。
- 平成24年における日本の認知症患者数は462万人でしたが、令和7年には約700万人と推計され、人口の20%を超える見込みです。認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて、正しい知識の普及、地域全体で見守る体制づくりが重要となっています。
- 要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護保険制度による自立支援だけでなく、地域における互助支援も必要です。介護が必要になったときに支え合える地域を、元気なうちから力を合わせてつくることで、世代や分野を超えて、誰もが生きがいを持ち、安心して生活できる「地域共生社会」の実現につながります。

4. 施策の展開

主な取り組み	
① 要介護高齢者等への支援	1) 要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるような支援体制を確立します。

②在宅高齢者等への生活支援対策の実施	1) ひとり暮らし高齢者や交通手段を持たない高齢者等が安心して生活できるよう、雪寄せ・雪下ろしの支援や移動手段支援について、地域住民や民間事業所等と連携し、各種生活支援の充実を図ります。
③高齢者の生きがいづくりの促進	1) 高齢者の地域活動の拠点である老人クラブ活動の支援や生涯学習活動等につながる生きがいづくりの場の創出を支援します。 2) 高齢者による介護予防に関するボランティア活動等を通じて、社会参加、地域貢献への意識の醸成を図りながら、自身の健康増進にもつなげる取り組みを支援します。
④介護保険事業の推進と介護予防事業の充実	1) 必要とされる各種の介護保険サービスが適切に提供できるよう介護保険事業を円滑に運営していきます。 また、低所得者に配慮した保険料や利用料負担の軽減等を図ります。 2) 地域包括支援センターを中心として、高齢者に対し認知症の予防など介護予防事業を展開し、要支援・要介護状態にならないよう支援します。

施策実現のための主要事業等

1. 介護予防・日常生活支援総合事業
 2. 一人暮らし高齢者等雪寄せ雪下ろし支援事業
 3. 老人クラブ活動支援事業
 4. 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設の運営
 5. 介護保険制度の運営
- (在宅医療・介護連携推進事業・認知症総合支援事業など)

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、地域で見守る体制づくりに協力し、高齢者の生活を支援していきます。
- 事業者は、高齢者が活躍できる場や機会を提供します。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (R1 直近値)	後期目標値 (R7)
まちづくり 指標	「高齢者福祉の充実」に対する市民満足度	65.8 点	70.6 点
サブ指標	在宅での生活が可能な高齢者の割合	82.9%	90.2%
	認知症サポーター養成講座受講者数 (累計) (地域で支える人材の育成)	10,814 人	14,300 人

7.部門別計画

横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画、
横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画



【政策1】

伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます

所管：市民福祉部・病院事業・建設部

施策1-4 障がい者(児)福祉の充実

所管：社会福祉課



1. 目指す将来の姿

障がいのある人もない人も互いに支え合い、協働し、すべての市民の笑顔が輝いて、いきいきと暮らしています。

2. 取り組み方針

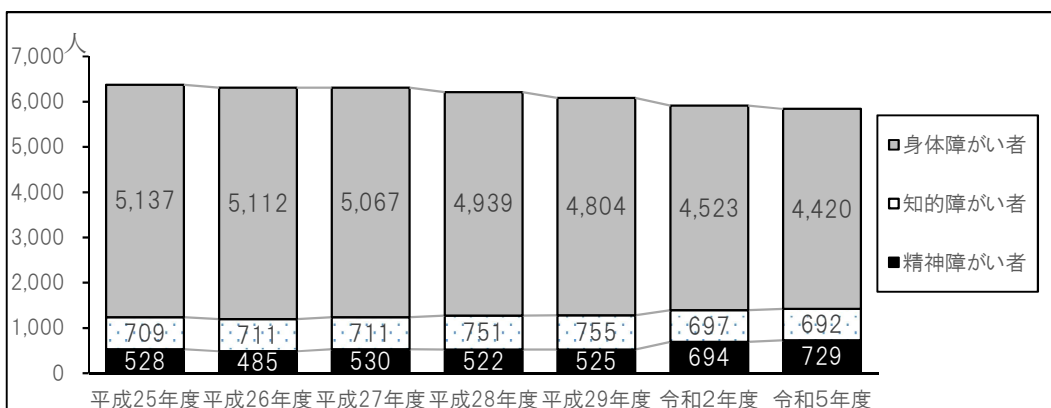
障がい者が必要としているサービスを受けながら、暮らしたい場所で暮らしていけるように、サービスの提供体制を整備します。

「障害者総合支援法」の基本理念である共生社会の実現のため、障がい児を支える取り組みの充実、共生社会を支える生活拠点等の整備の推進を重点事業とし、さまざまな角度から障がい者を支援し、新たな課題に対応できる体制の整備を行います。

3. 現状と課題

- 横手市の人口は減少していくと見込まれる中でも、支援を必要とする障がい者の数は、身体障がい者、知的障がい者は減少しますが、精神障がい者は今後も増加することが予想され、障がい者福祉施策の充実に伴い、障がい者福祉サービス事業費も増加することが見込まれます。
- これからは障がい者が必要としているサービスを受けながら、住み慣れた地域で暮らしていけるように、自立支援のためのサービス提供体制を整備を推進していく必要があります。

【令和5年度までの障がい者推計】(障がい者割合の推計及び過去6年間の伸び率より算出)



4.施策の展開

主な取り組み	
①障がい者福祉サービスの充実	1) 障がい者が必要な障がい福祉サービスを利用できるよう支援します。 2) 補装具や日常生活用具等の助成など自立した日常生活のための支援を図ります。 3) 障がい児の通所支援等に係る地域支援体制の整備を図ります。 4) 共生社会を支える生活支援拠点の整備を推進します。 5) 差別や虐待の防止にむけて障がい特性の理解を図ります。

施策実現のための主要事業等

1. 自立支援給付費
2. 補装具支給事業
3. 地域生活支援事業
(理解促進研修・啓発事業・相談支援事業・地域活動支援センター事業・日常生活用具給付等)
4. 地域生活支援拠点整備事業

5.私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、障がいについて正しく理解し、支え合います。
- 事業者は、障がい者の雇用を推進し、働きやすい職場づくりに努めます。

6.施策の成果指標

成果指標		現状値 (R1 直近値)	後期目標値 (R7)
まちづくり 指標	「障がい者(児)福祉の充実」に対する市民満足度	67.1 点	72.0 点
サブ指標	地域生活へ移行することに伴う福祉施設の入所者数	228 人	216 人
	日常生活用具給付等事業の利用件数	2,429 件	2,500 件
	一般就労移行者数	10 人	10 人

7.部門別計画

横手市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、
横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画



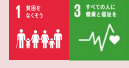
【政策1】

伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます

所管：市民福祉部・病院事業・建設部

施策1-5 低所得者福祉の充実

所管：社会福祉課・建築住宅課



1.目指す将来の姿

住宅の確保が困難となるなどの生活困窮に至るリスクを回避し、すべての市民が自立した生活を確立して、いきいきと暮らすことができます。

2.取り組み方針

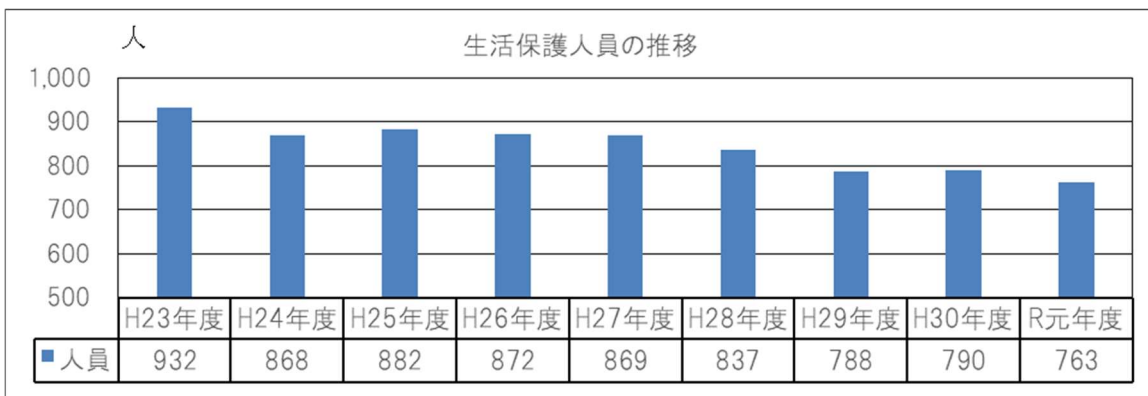
生活保護制度の「運営の適正化、自立支援（就労支援の維持）、実施体制の強化」を進めます。また、生活困窮者の抱える複合的な課題に対応するため、関係機関等と連携しながら、自立相談支援機関による包括的な支援を推進します。

低所得の若者や子育て世帯の定住促進や高齢者・障がい者、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者に対する住宅需要への対応施策を展開し、市民が生き活きと暮らせる地域特性を考慮した良好な住生活の環境整備を計画的に進めます。

3.現状と課題

- 生活困窮者や低所得世帯に対し、その困窮の程度に応じて健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活保護の適正な運用に努めるとともに、社会的・経済的自立に向けた支援を実施しています。また、生活保護に至る前段階の生活困窮者は、経済的困窮のみならず就労や心身の健康状態、家族関係、ひきこもり、債務などのさまざまな課題を複数抱えている場合が多く、複雑かつ多様化しています。

このような課題に対応し自立を支援するためには、自立相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関や民生委員、町内会、地域住民などの日常的な見守り活動により、生活困窮者やその生活環境の変化を早期に把握して支援につなぐことができるよう、地域全体で生活困窮者を支える体制を構築していく必要があります。



- 市営住宅には、低所得者向けの公営住宅（970戸）、中堅層向けの特定公共賃貸住宅（40戸）、定住促進住宅（20戸）、単独住宅（8戸）の計 1,038 戸があります（令和2年4月1日現在）。

住宅に困窮している低所得者世帯には、市営住宅等と合わせて民間賃貸住宅への入居を円滑化し、重層的な住宅セーフティネットを構築することにより、市民が安心して居住できる住まいを提供することが必要です。

また、市営住宅の老朽化や生活様式の変化に対応した適切な維持補修やバリアフリー化など、居住環境の改善への対応が必要となっています。

4.施策の展開

主な取り組み	
①生活保護制度の適正な運用	1) 最低生活保障の適正な運用を図ります。 2) 安定的な生活の確保のため、相談・指導の充実や援護対策の充実を図ります。
②生活困窮者等に対するセーフティネットの充実	1) 生活困窮者の自立と相談支援体制を推進します。 2) 市営住宅を適切に管理し、住宅を確保することが困難な市民が安心して暮らせるような住環境の形成を進めます。

施策実現のための主要事業等

1. 生活保護制度の運用
(運営の適正化、自立支援(就労支援の維持)、実施体制の強化)
2. 生活困窮者自立促進支援事業(「くらしの相談窓口」の設置)
3. 市営住宅の運営と管理

5.私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、低所得者等が孤立しないよう目配り、声かけを心がけます。

6.施策の成果指標

成果指標		現状値 (R1 直近値)	後期目標値 (R7)
まちづくり 指標	「低所得者福祉の充実」に対する市民満足度	64.6 点	69.5 点
サブ指標	生活保護から就労により自立した世帯数	12 世帯	15 世帯
	就労相談・援助による就労達成者数	-	25 人

7. 部門別計画

横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画、横手市住生活基本計画、
横手市営住宅等長寿命化計画

用語解説

○住宅セーフティネット

住宅セーフティネットとは、経済的な理由等で住宅に困窮する世帯に対し、最低限の安全を保障するためのさまざまな仕組みや制度の総称です。



【政策1】

伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます

所管：市民福祉部・病院事業・建設部

施策1-6 福祉を支える人材の確保と育成

所管：社会福祉課・高齢ふれあい課



1. 目指す将来の姿

地域福祉活動やボランティア団体に参加する市民が増えています。また、地域での見守りや助け合いの活動が活発に行われています。

2. 取り組み方針

地域の生活課題解決のため、今ある公的なサービスなどを効率的に分配することはもちろん、市民一人ひとり、自治会・町内会、ボランティア団体、NPO、サービス事業所や福祉施設などの事業者、社会福祉協議会、行政が力を合わせて地域福祉活動の活性化に取り組みます。

3. 現状と課題

- 高齢者のみ世帯や高齢のひとり暮らし世帯の増加、少子化の進展、ライフスタイルの変化などに伴い、家族や地域での相互扶助の機能が弱まっているとともに、市民の抱える生活課題が複雑化・多様化しており、地域社会全体での支え合いが必要です。
- ボランティア団体やNPO等の果たす役割がますます重要となり、その育成の支援とネットワークづくりが求められています。

4. 施策の展開

主な取り組み	
①地域福祉活動の基盤支援	1) 社会福祉協議会や民生児童委員が行う地域福祉活動やボランティア団体等の育成を支援します。
②地域福祉を支えるネットワークの構築	2) 「横手で生活しているすべての人」を地域福祉の重要な担い手と位置づけ、市民・地域・事業者等・社会福祉協議会・行政が積極的に連携し、お互いを思いやるやさしさのあるまちづくりを推進します。

施策実現のための主要事業等

1. 社会福祉協議会、民生児童委員協議会への支援
2. 民生委員・児童委員費
3. 生活支援体制整備事業
4. 避難行動要支援者支援体制の整備(避難行動要支援者名簿・個別計画の作成)
5. ひきこもりの若者への支援(地域若者サポートステーション事業(国事業))

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、ボランティア活動などの地域福祉活動に積極的に協力、参加します。
- 事業者は、地域福祉活動に積極的に参加し、また従業員が地域福祉活動に積極的に参加できる職場環境づくりに努めます。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (R1 直近値)	後期目標値 (R7)
まちづくり 指標	「地域福祉の向上」に対する市民満足度	66.2 点	71.1 点
サブ指標	ボランティア団体への登録団体数 (社協登録)(累計)	54 団体	70 団体
	避難行動要支援者の登録者名簿への登録率	37.0%	100%

7. 部門別計画

横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画、
横手市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、
横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画、横手市避難行動要支援者支援計画